様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　 2025年　5月　30日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）おびさんかぶしきがいしゃ  一般事業主の氏名又は名称　オビサン株式会社  （ふりがな）おじま　ひろゆき  （法人の場合）代表者の氏名　小嶋　寛之  住所　〒990-0071  山形県山形市流通センター1-9-2  法人番号　1390001000315  　情報処理の促進に関する法律第３２条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 当社ホームページ『DXへの取り組みについて』 | | 公表日 | 1. 2023年　3月 16日 第二版 2. 2025年　4月　25日 第四版 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法：当社ホームページに掲載  【１】企業経営、そして情報処理技術の活用の方向性について  公表場所：   1. <https://www.obisan.co.jp/dx2/> 2. <https://www.obisan.co.jp/dx4/> | | 記載内容抜粋 | 1. 『DXへの取り組みについて』第二版   【１】企業経営、そして情報処理技術の活用の方向性について（第二段落）  ＜経営ビジョン＞  当社は、日々進化を続ける情報処理技術とデータの効果的な活用に取り組み、生産性と効率性の向上といった価値を顧客取引にもたらします。これにより、『専門力と総合力でデジタル・トランスフォーメーション(DX)を推進し地域の事業を支える』という経営ビジョンの達成に取り組みます。   1. 『DXへの取り組みについて』第四版   【１】企業経営、そして情報処理技術の活用の方向性について（第二段落）  ＜ビジネスモデルの方向性＞  （第一段落）私たちが事業を行う産業資材の分野では、より効率的なサプライチェーン体制の構築と、データの活用を促進するデジタル取引への対応が一層重要視されます。ネットワーク&オフィス分野では、クラウドやデータ連携技術への適応を通じソリューションを自社活用しながら、更には当社提案サービスを進化させることが求められています。  （第二段落）経営ビジョンの実現のために、既存取引のデジタル化を強化し、またクラウドサービスとデータの利活用を社内並びに取引企業と共に推進します。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 1. ②『DXへの取り組みについて』は取締役会にてその内容骨子について承認、その後経営会議(本部会)若しくは併催されるDX推進会議の承認の上公表されている。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 当社ホームページ 会社情報『DXへの取り組みについて』 | | 公表日 | 1. 2023年　3月 16日 第二版 2. 2025年　4月　25日 第四版 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法：当社ホームページに掲載  【２】当社におけるDXの取組について  公表場所：   1. <https://www.obisan.co.jp/dx2/> 2. <https://www.obisan.co.jp/dx4/> | | 記載内容抜粋 | 1. 『DXへの取り組みについて』第二版   【２】当社におけるDXの取組について  当社はデジタル技術とデータの活用により取引先との相互のデジタル最適化の取り組みを進めつつ、自らの業務変革を実行し、顧客体験の変革をもたらすような新しい事業モデルの創出に取り組みます。  1.サプライチェーン取引のデジタル化  1)産業資材の仕入並びに販売処理入力の多数は現在、片側の重複手入力(打ち直し)に依存しています。取引先毎に受発注インフラが分かれ中間流通としての柔軟対応が要求される状況で、当社はデータアップロードの仕組み、RPA自動化やローコード開発、API連携等の組み合わせにより、サプライチェーン双方の効率化と生産性向上に利する事業モデルの構築に取り組みます。  ２．顧客営業情報共有による取引拡大  日報、案件・売上粗利管理、決算見込み算出等を行う自社製SFAの運用を、2つの事業本部で統合します。顧客営業データを効率的に共有することで、取引強化に繋がるマッチングを増やします。また、今後のブラウザ閲覧対応含むシステム更新については、既存のクラウドサービスにローコード開発による案件管理機能を組み合わせる選択肢を取り入れる等、開発バリエーションを増やします。   1. 『DXへの取り組みについて』第四版   【２】当社におけるDXの取組について  1.サプライチェーン取引のデジタル化  2)倉庫荷役と配送に関わる物流業務委託企業との協力により、物流に関わる基本データの取得と記録を行い、当社営業や受発注処理に関わる担当者、管理役職者が状況をモニタリングし共有できる仕組みをつくります（物流の見える化）。  3)以上の取組を、スクラッチ開発に拘らないパッケージ採用を含め、融通性・拡張性を高めた販売管理システムへの刷新を通じて推進します。  ＜補足＞1.2)は元来データ活用による配送組換えのスピード向上を具体的な目的としたが、その前提となる配送や倉庫作業に関わる基本データの共有(物流の見える化)に一旦立ち戻る方針とした。  ３．社内申請業務のデジタルワークフロー化  グループウェアの機能とローコードツールを活用したデジタルワークフローにより、生産性向上を推進します。  ＜補足＞全てグループウェアの定型ワークフロー機能を適用する方針を変更し、機能不足を補う手段としてローコードツールを組み合わせる方針とした。  これら１～３の取組を、当社がシステム開発や構築を担う取引先や、業務を依託する協力企業にもお伝えしながら、DXの伝播とエコシステムとしての協働を推進します | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 1. ②『DXへの取り組みについて』は取締役会にてその内容骨子について承認、その後経営会議(本部会)若しくは併催されるDX推進会議の承認の上公表されるている。 |  1. 戦略を効果的に進めるための体制の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 当社ホームページ 会社情報   1. 『DXへの取り組みについて』第二版 2. 『DXへの取り組みについて』第四版   【３】DX推進体制 | | 記載内容抜粋 | ◆DX推進を牽引する組織  １．DX推進委員会  委員会は全社組織とし、グループ会社含む経営メンバーとIT管理者によりDX推進会議を開催します。開催頻度は概ね月１回、経営会議(本部会)と併催し、議事内容は全て経営事項として取り扱います。DX推進計画の策定と推進、DX推進プロジェクト等の進捗把握と見直し、情報共有等を実践します。  ２．新ビジネスモデル検討委員会  月１回のオンライン会議を通じ、DX推進としてのデジタル最適化やデータ活用、新ビジネスモデル構築の立案等を行います。グループ会社含む業務精通人材と技術精通人材がベテラン、若手を問わず連携、自由な発想でアイデアを広げます。  ◆DX推進のための人材育成・登用と評価  １.人材プロファイル  DX推進に必要となる人材のプロファイルを明確にし、人数や保有スキル(資格、経験)等の数値目標を定めます。これにより、育成と社内外からの登用の効率化と人材ミスマッチ防止をはかります。  ２.人材の育成  DX推進に必要となる人材の育成のために、教育・研修の実施、資格取得の奨励等を行います。教材と受講料を会社が経費負担する対象資格を、「資格一覧表」に示します。  ３.人事評価  人事評価のための定量指標として、「数値・品質・業務目標」の中にDX推進目標を設定します。 |  1. 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 当社ホームページ 会社情報   1. 『DXへの取り組みについて』第二版 2. 『DXへの取り組みについて』第四版   【４】DX推進のための環境整備 | | 記載内容抜粋 | 1. １.販売管理システムの刷新   当社販売管理システムは、スクラッチ開発の積み重ねとして保守性や周囲との柔軟な連携に課題があること認識し、非形競争力領域の部分パッケージ化を含め、保守融通性・拡張性を高めたシステムへの刷新を行います。  ②２.管理業務アプリケーションのクラウド活用  グループウェアの機能とローコードツールを活用し、申請業務の効率化を進めます。また、その他管理業務アプリケーションについては、取り扱うデータ情報資産のセキュリティ重要度に応じてパブリック/プライベートクラウドサービスの選択を行います。  ＜補足＞全てグループウェアの定型ワークフロー機能を適用する方針を変更し、機能不足を補う手段としてローコードツールを組み合わせる方針とした。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 当社ホームページ 会社情報『DXへの取り組みについて』 | | 公表日 | 1. 2023年　3月 16日 第二版 2. 2025年　4月　25日 第四版 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法：当社ホームページに掲載  【５】DX推進のための目標指標  公表場所：   1. <https://www.obisan.co.jp/dx2/> 2. <https://www.obisan.co.jp/dx4/> | | 記載内容抜粋 | ①②  ＜DX戦略に定められた計画の進捗を評価する指標＞  1.サプライチェーン取引のデジタル化率(仕入20％ 売上：30％)  2.営業情報共有による新規紹介取引件数(累計20件)  3.申請業務のグループウェアによるワークフロー数(累計30件)  4.IT関連資格保有率(30％) |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 1. 2023年　3月　16日 第二版 2. 2025年　4月　25日 第四版 | | 発信方法 | 当社ホームページ 企業情報『DXへの取り組みについて』  代表取締役社長が起案し、メッセージを発信  【1】～【総括】未来へ向かう、DXの新しいチームワーク   1. 2023年 3月　16日 第二版   <https://www.obisan.co.jp/dx2/>   1. 2023年 4月　25日 第三版   <https://www.obisan.co.jp/dx4/> | | 発信内容 | 【1】企業経営、そして情報処理技術の活用の方向性について (第三段落)  これを推し進めるために、社員のＩＴ基本スキルの向上と、ＤＸ推進のための高度な知見を持つ人材の育成、登用を継続します。DXの推進においては、挑戦を促し失敗から学ぶプロセスをスピーディーに実行するという行動様式が非常に大切です。DX推進のための積極的な提案やトライアルをプラス評価していきます。安心して新しいことにチャレンジできる環境を用意しながら、一人ひとりのアイデア活かし、成長する企業文化の醸成を目指します。  【総括】未来へ向かう、DXの新しいチームワーク  ビジョン実現に向けて、ビジネスモデルや業務プロセス、企業文化までも変えていかなければなりません。それほどにデジタルに関わる社会変化のインパクトは大きく、そのために組織整備、人材と予算といった経営資源の配分、事業や個々のプロジェクトの管理、そこで活躍する皆様の人事評価の仕組みと運用の仕方などを、絶え間ない日進月歩の変化に合わせ柔軟に変えていく必要があります。  また、新しいチャレンジには失敗、やり直しはつきものです。失敗を建設的に捉えそこから新しい学びを得て次のチャレンジに繋げることが大切です。理解の仕方として、それが失敗であれ技術変化が理由であれ、状況の変化が絶えず発生するのは当然だという世界観が必要であると言えます。そして私たちは、そういった絶え間の無い変化に対し、これまでとは桁違いのスピードで対応することが求められています。  業務に精通した人材と技術に精通した人材がベテラン、若手を問わず組織を跨(また)いで連携、自由な発想でアイデアを広げる、共有する。それらを成し遂げるのは、人の力、チームワークの力です。私たちは、DXの新しいチームワークで、未来に向かいます。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年　3月頃　～2025年　4月頃 | | 実施内容 | 「DX推進指標」による自己診断を実施。  「DX推進指標自己診断フォーマット」に自己診断結果を記入したものを申請書に添付し、提出。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2021年　10月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | ■「個人情報保護方針」2013年11月15日 最新改定2022年4月1日 <https://www.obisan.co.jp/policy/>  ■プライバシーマーク取得 2014年1月  登録認証番号２３５３０００５(０５)号］  付与有効期間：2024年1月13日~2026年1月12日  <https://entity-search.jipdec.or.jp/pmark/details?tdfkRadios=&kanaRadios=&eda_number=&company_address=&industry_type1=%E6%8C%87%E5%AE%9A%E3%81%AA%E3%81%97&industry_type2=%E6%8C%87%E5%AE%9A%E3%81%AA%E3%81%97&examining_authority=%E6%8C%87%E5%AE%9A%E3%81%AA%E3%81%97&company_name=%E3%82%AA%E3%83%93%E3%82%B5%E3%83%B3>  ■「情報セキュリティ基本方針」2021年10月11日　https://www.obisan.co.jp/company/infosecurity/  IPA「中小企業の情報セキュリティ対策ガイドライン」に基づく体制と手順書の整備(継続)  ■SECURITY ACTIONの「二つ星」を宣言 2023年年1月17日  (山形県 卸売業・小売業00)<https://www.ipa.go.jp/security/security-action/activity/list/sa-list_tohoku.pdf> |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。